



一部繰上償還の申込期限は12月13日(金) 必着 です!

経理貸付係
(082)513-4955



公立学校共済組合広島支部では、貸付を受けている組合員の皆様を対象に、年2回、貸付金の一部繰上償還を実施しています。

令和元年度第2回目の一部繰上償還の申し込みの受付を次のとおり行いますので、希望される方は、広島支部まで「一部繰上償還申出書」及び「最新の給料明細書等の写し」を令和元年12月13日(金) **必着** までにご提出ください。

なお、一部繰上償還のシミュレーションは当共済組合のホームページで行えます。

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/shisan/kuriage/kuriage1.php> を参照してください。

今回申込みをされる方で、ホームページの試算を利用されるときは、「繰上償還希望月」を「1月」に設定してください。

一部繰上償還までのお手続き

ステップ1

支部に申出書一式を送付する
12月13日(金) 必着



ステップ2

1月上旬に振込用紙が届くので期日までに振込む
期限1月22日(水)
1月給与からも償還金は控除されます。



ステップ3

2月償還分から新しい償還額に変わる
(2月上旬に新償還表が) お手元に届きます



注意事項 (手続きを行う前に御確認をお願いします。)

- 一部繰上償還後の償還回数は、**未償還回数**の範囲内で借受人が希望する償還回数となります。
- 毎月償還のみの場合は、一部繰上できる金額は10万円以上で1円単位です。
- ボーナス償還併用の場合は、一部繰上できる金額は20万円以上で1円単位とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金相当額に充当する必要があります。
- 償還猶予金の残額があるときには、繰上償還額に償還猶予金の残額を加えて償還してください。
- 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、繰上償還により償還期間が**10年未満(償還回数が120回未満)**になると、**特別控除の対象から外れますのでご注意ください。**(所得税に係る住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問い合わせください。)

全額繰上償還は毎月受け付けています。

貸付金の全額繰上償還は毎月20日必着(※ **12月は13日必着**)で受け付けています(締切日が休日の場合はその前日が締切日となります。)

令和元年度末退職の方は、**最終申込み期限が令和2年1月20日(月) 必着となります**のでご注意ください(退職時に貸付金の未償還元金がある場合は、未償還元利金相当額を退職手当から控除します。)

◆教育貸付けについて◆

大学等への入学・修学に必要な費用については、教育貸付け制度(年利1.32%(令和元年12月時点、変動利率))があります。検討されている方は、お早目に貸付担当までご相談ください。(制度及び手続の詳細については支部ホームページに掲載しています。)

支部トップページ → 資金を必要とするとき → 各種貸付の申込み手続き



公立学校共済組合貸付事業
キャラクター おたすケロ